

ギブアップ制度要綱

2024年3月18日現在
株式会社大阪取引所

項 目	内 容	備 考
I 趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 投資家が複数の取引参加者に先物・オプション取引（国債証券先物取引、金利先物取引、指数先物取引、商品先物取引、有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引、指数オプション取引及び商品先物オプション取引をいう。以下同じ。）を委託している場合、各取引参加者との間で決済関連業務（先物・オプション取引に係る金銭の授受及び証拠金の預託又は返戻をいう。以下同じ。）を行うこととなり、機関投資家等の事務負担は非常に大きい。 当社は、このような状況に鑑み、先物・オプション取引に関してギブアップ制度を導入することによって、投資家の決済関連業務に係る事務コスト及び証拠金所要額を軽減し、もって、当社先物・オプション取引の利便性の向上を図ることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ギブアップ制度は、世界の主要先物取引所等において採用されている。
II 定義	<ul style="list-style-type: none"> ギブアップとは、注文執行取引参加者が、テイクアップを条件として、ギブアップ取引に係る清算及び決済を清算執行取引参加者に行わせることをいう。 テイクアップとは、清算執行取引参加者が注文執行取引参加者からのギブアップを引き受けることをいう。 注文執行取引参加者とは、ギブアップ取引に係る清算及び決済を他の取引参 	<ul style="list-style-type: none"> ギブアップのイメージ図については、資料1参照 清算執行取引参加者のテイクアップを条件に、当社と注文執行取引参加者との間の取引が消滅し、同一内容の取引が当社と清算執行取引参加者との間で発生する。これに

項 目	内 容	備 考
<p>III 制度の仕組み</p> <p>1 ギブアップの対象等</p> <p>2 ギブアップ契約の締結</p>	<p>加者に行わせようとする場合に、当社にギブアップ申告（Ⅲ 3 (3)に定めるギブアップ申告をいう。）を行う取引参加者（先物取引等取引参加者、国債証券先物等取引参加者又は商品先物等取引参加者をいう。以下同じ。）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清算執行取引参加者とは、ギブアップ取引に係る清算及び決済を行う取引参加者をいう。 ・ ギブアップ取引とは、ギブアップに係る先物・オプション取引をいう。 <p>・ ギブアップの対象とすることができる取引は、先物・オプション取引（過誤訂正等のための取引を含む。以下同じ。）とする。</p> <p>・ オプション取引（有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引、指数オプション取引及び商品先物オプション取引をいう。）の権利行使又は権利行使の割当て及び国債証券先物オプションの権利行使により成立した国債証券先物取引については、ギブアップを行うことができないものとする。</p> <p>・ 注文執行取引参加者が顧客からギブアップ取引を受託しようとする場合には、顧客が注文執行取引参加者及び指定清算執行取引参加者（顧客が清算執行取引参加者として指定する取引参加者をいう。以下同じ。）それぞれに先物・オプション取引口座を開設しており、かつ、注文執行取引参加者、顧客及び指定清算執行取引参加者の3者が、あらかじめ、ギブアップ取引に係る手数料に関する当事者間の授受の方法及びギブアップが成立しなかった場</p>	<p>伴い、顧客の委託のうち決済に係るものについては、顧客と注文執行取引参加者との間の委託関係が消滅し、同一内容の委託関係が顧客と清算執行取引参加者との間で成立する。</p> <p>・ 注文執行取引参加者の顧客として当該注文執行取引参加者に先物・オプション取引口座を開設している取引参加者が、自社システムの障害等のため自社から発注できない場合に、当該注文執行取引参加者に取引を委託して成立させた取引について、自社を清算執行取引参加者としてギブアップすることができる。</p> <p>・ 契約書（和文）のひな形を提供。</p> <p>・ 米国先物取引業協会（FIA：Futures Industry Association）が作成したひな形を使用してもよい。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>3 ギブアップの方法等</p> <p>(1) 顧客によるギブアップ取引の委託の際の指示</p>	<p>合における取扱いに関する事項を定めた契約（以下「ギブアップ契約」という。）を締結していなければならないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 注文執行取引参加者又は清算執行取引参加者が、取次者から、申込者の委託の取次ぎに基づくギブアップ取引又はギブアップ取引に係る決済の委託を受けた場合においては、取次者又は申込者、注文執行取引参加者及び清算執行取引参加者との間のギブアップ契約の締結は必要でない。ただし、申込者、ギブアップ取引に係る取次者（当該申込者が、注文執行取引参加者に対して、直接、ギブアップ取引を委託した場合は、当該注文執行取引参加者）及びギブアップ取引の決済に係る取次者（当該申込者が、清算執行取引参加者に対して、直接、ギブアップ取引に係る決済を委託した場合は、当該清算執行取引参加者）との間でのギブアップ契約の締結は必要とする。 <p>注1：「取次者」とは、取引参加者に対するギブアップ取引又はギブアップ取引に係る決済の委託の取次ぎを引き受けた者をいう。</p> <p>注2：「申込者」とは、ギブアップ取引又はギブアップ取引に係る決済の委託の取次ぎを申し込んだ者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客がギブアップ取引を委託する場合には、その都度、注文執行取引参加者に対して、先物・オプション取引の委託に必要な指示事項（対象銘柄、数量等）のほか、その旨、清算執行取引参加者の社名及び顧客確認番号（指定清算執行取引参加者が顧客とギブアップ契約を締結しているかどうか等の確認を行うための番号をいう。以下同じ。）を指示するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 資料2参照 確認番号について、当該顧客が指定清算執行取引参加者に設定している先物・オプション取引口座の口座番号の使用が望ましい。

項 目	内 容	備 考												
(2) 事前承諾がある 場合における顧客 のギブアップに係 る指示	<ul style="list-style-type: none"> 顧客は、注文執行取引参加者及び指定清算執行取引参加者の承諾をあらかじめ得ている場合には、ギブアップ取引が成立した取引日の終了する日の午後4時45分までの当該注文執行取引参加者が指定する時間までに、その旨、当該指定清算執行取引参加者の社名及び顧客確認番号の指示を行うことができるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 注文執行取引参加者及び指定清算執行取引参加者の承諾をあらかじめ得ている場合、顧客のギブアップに係る指示は、ギブアップ取引の委託の都度でなくてよい。 夜間取引（夜間立会及びJ-NET取引）の開始時から翌営業日の日中取引（翌営業日の日中立会及びJ-NET取引）の終了時までの1サイクルを「取引日」とする。 取引最終日が到来した銘柄については、ギブアップに係る指示は、以下で定める時限までの当該注文執行取引参加者が指定する時限までに行うものとする。 <table border="1" data-bbox="1547 823 2051 1356"> <thead> <tr> <th>取引の種類</th> <th>対象日</th> <th>時限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国債証券先物 オプション取 引</td> <td>権利行使期 間満了の日</td> <td>午後4時</td> </tr> <tr> <td>有価証券オプ ション取引</td> <td>権利行使日</td> <td>午後4時</td> </tr> <tr> <td>指数オプショ ン取引（対象 指数の最終の 数値をオプシ ョン清算数値</td> <td>権利行使日</td> <td>午後4時</td> </tr> </tbody> </table>	取引の種類	対象日	時限	国債証券先物 オプション取 引	権利行使期 間満了の日	午後4時	有価証券オプ ション取引	権利行使日	午後4時	指数オプショ ン取引（対象 指数の最終の 数値をオプシ ョン清算数値	権利行使日	午後4時
取引の種類	対象日	時限												
国債証券先物 オプション取 引	権利行使期 間満了の日	午後4時												
有価証券オプ ション取引	権利行使日	午後4時												
指数オプショ ン取引（対象 指数の最終の 数値をオプシ ョン清算数値	権利行使日	午後4時												

項 目	内 容	備 考																		
<p>(3) 注文執行取引参加者のギブアップ申告</p>	<ul style="list-style-type: none"> 注文執行取引参加者は、ギブアップ取引が成立した場合には、その成立した取引日の終了する日の午後 5 時 30 分までに、次の①及び②の事項を当社に申告（当該申告を以下「ギブアップ申告」という。）するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 当該ギブアップ取引に係る指定清算執行取引参加者の社名 ② 当該ギブアップ取引の内容（銘柄名、売付け又は買付けの別、数量、約定値段又は約定数値、取引成立時間及び顧客確認番号をいう。以下同じ。） 注文執行取引参加者は、呼値を行うときにあらかじめギブアップ申告を行うことができる。 	<table border="1" data-bbox="1547 240 2047 440"> <tr> <td>とするものに限る。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>商品先物オプション取引</td> <td>権利行使日</td> <td>午後 4 時</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ギブアップ申告は、清算システムにより行うものとし（呼値時からあらかじめギブアップ申告を行う場合を除く。）、ギブアップ取引成立の一定時間経過後から行うことができる。 取引最終日が到来した銘柄については、ギブアップ申告は、以下で定める時限までに行うものとする。 <table border="1" data-bbox="1547 863 2047 1399"> <thead> <tr> <th>取引の種類</th> <th>対象日</th> <th>時限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国債証券先物オプション取引</td> <td>権利行使期間満了の日</td> <td>午後 4 時 45 分</td> </tr> <tr> <td>有価証券オプション取引</td> <td>権利行使日</td> <td>午後 4 時 45 分</td> </tr> <tr> <td>指数オプション取引（対象指数の最終の数値をオプション清算数値</td> <td>権利行使日</td> <td>午後 4 時 45 分</td> </tr> </tbody> </table>	とするものに限る。)			商品先物オプション取引	権利行使日	午後 4 時	取引の種類	対象日	時限	国債証券先物オプション取引	権利行使期間満了の日	午後 4 時 45 分	有価証券オプション取引	権利行使日	午後 4 時 45 分	指数オプション取引（対象指数の最終の数値をオプション清算数値	権利行使日	午後 4 時 45 分
とするものに限る。)																				
商品先物オプション取引	権利行使日	午後 4 時																		
取引の種類	対象日	時限																		
国債証券先物オプション取引	権利行使期間満了の日	午後 4 時 45 分																		
有価証券オプション取引	権利行使日	午後 4 時 45 分																		
指数オプション取引（対象指数の最終の数値をオプション清算数値	権利行使日	午後 4 時 45 分																		

項 目	内 容	備 考									
(4) 指定清算執行取引参加者へのギブアップに係る通知	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、注文執行取引参加者からギブアップ申告を受けた場合には、当該ギブアップ申告に基づき、次の a から c までの事項を指定清算執行取引参加者に速やかに通知し、指定清算執行取引参加者は直ちにその内容を確認するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> a 当該ギブアップ取引に係る指定清算執行取引参加者である旨 b 当該ギブアップ取引に係る注文執行取引参加者の社名 c 当該ギブアップ取引の内容 	<table border="1" data-bbox="1547 240 2051 440"> <tr> <td>とするものに限る。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>商品先物オプション取引</td> <td>権利行使日</td> <td>午後 4 時 45 分</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ギブアップに係る通知は、清算システムにより行う。 	とするものに限る。)			商品先物オプション取引	権利行使日	午後 4 時 45 分			
とするものに限る。)											
商品先物オプション取引	権利行使日	午後 4 時 45 分									
(5) テイクアップに係る申告	<ul style="list-style-type: none"> 指定清算執行取引参加者は、当社からギブアップに係る通知を受けた場合には、当該ギブアップ取引について、テイクアップを承諾する場合にはその旨を、又は、テイクアップを拒否する場合にはその旨を、それぞれ当該ギブアップ取引の成立した取引日の終了する日の午後 5 時 45 分までに当社に申告しなければならない。 当該日の申告時限までにテイクアップの諾否に係る申告がなかった場合には、当該指定清算執行取引参加者が当該ギブアップ取引についてテイクアップを拒否したものとみなす。 	<ul style="list-style-type: none"> テイクアップの諾否に係る申告は、清算システムにより行う。 取引最終日が到来した銘柄については、テイクアップの諾否に係る申告は、以下で定める時限までに行うものとする。 <table border="1" data-bbox="1547 1066 2051 1361"> <thead> <tr> <th>取引の種類</th> <th>対象日</th> <th>時限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国債証券先物オプション取引</td> <td>権利行使期間満了の日</td> <td>午後 5 時</td> </tr> <tr> <td>有価証券オプション取引</td> <td>権利行使日</td> <td>午後 5 時</td> </tr> </tbody> </table>	取引の種類	対象日	時限	国債証券先物オプション取引	権利行使期間満了の日	午後 5 時	有価証券オプション取引	権利行使日	午後 5 時
取引の種類	対象日	時限									
国債証券先物オプション取引	権利行使期間満了の日	午後 5 時									
有価証券オプション取引	権利行使日	午後 5 時									

項 目	内 容	備 考						
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1541 248 1736 584">指数オプション取引（対象指数の最終の数値をオプション清算数値とするものに限る。）</td> <td data-bbox="1736 248 1906 584">権利行使日</td> <td data-bbox="1906 248 2051 584">午後 5 時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1541 584 1736 675">商品先物オプション取引</td> <td data-bbox="1736 584 1906 675">権利行使日</td> <td data-bbox="1906 584 2051 675">午後 5 時</td> </tr> </table>	指数オプション取引（対象指数の最終の数値をオプション清算数値とするものに限る。）	権利行使日	午後 5 時	商品先物オプション取引	権利行使日	午後 5 時
指数オプション取引（対象指数の最終の数値をオプション清算数値とするものに限る。）	権利行使日	午後 5 時						
商品先物オプション取引	権利行使日	午後 5 時						
(6) ギブアップの成立等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、指定清算執行取引参加者からテイクアップの諾否に係る申告を受けた場合には、その諾否を注文執行取引参加者に速やかに通知する。 ・ 当社が指定清算執行取引参加者からテイクアップを承諾する旨の申告を受けたときに、当該ギブアップは成立するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ テイクアップの諾否に係る通知は、清算システムにより行う。 						
4 顧客による新規・決済の別の申告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客は、ギブアップが成立した場合には、当該ギブアップが成立した日の清算執行取引参加者が指定する時間までに、当該ギブアップ取引について新規の売付け若しくは新規の買付け又は転売若しくは買戻しの別を清算執行取引参加者に申告するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者は、成立したギブアップを反映して、転売及び買戻しの数量の申告を当社に対して行うものとする。 						
5 清算・決済等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算執行取引参加者がテイクアップを行ったギブアップ取引については、ギブアップが成立したときに当該清算執行取引参加者が顧客の委託に基づいて行った先物・オプション取引として、当社が指定する清算機関である日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）と清算参加者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先物・オプション取引に係る清算・決済及び取引証拠金の預託の方法等は、ギブアップによらないものと同様。 						

項 目	内 容	備 考																					
6 ギブアップ訂正等	<p>との間、清算参加者と非清算参加者（清算資格を有しない取引参加者をいう。）との間又は取引参加者と顧客との間の先物・オプション取引に係る清算・決済及び取引証拠金の預託を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 注文執行取引参加者又は清算執行取引参加者は、真にやむを得ない事由による過誤等により、清算執行取引参加者がテイクアップを行ったギブアップ内容に過誤があったとき又はギブアップを行うことができなかったときは、清算執行取引参加者又は注文執行取引参加者の承諾を得て、その日から起算して4日目（休業日を除外する。）の日の午後5時30分まで、当社が定めるところにより、あらかじめ当社の承認を受け、ギブアップ訂正等（ギブアップの訂正又は当該承認を受けて行うギブアップをいう。以下同じ。）を行うことができる。 ただし、その日の申告時限までの間における注文執行取引参加者又は清算執行取引参加者によるギブアップ又はテイクアップの取消しは、清算執行取引参加者又は注文執行取引参加者の承諾があればよいものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 取引最終日が到来した銘柄については、以下で定める時限以降、ギブアップ訂正等を行うことができない。 <table border="1" data-bbox="1547 580 2051 1361"> <thead> <tr> <th>取引の種類</th> <th>対象日</th> <th>時限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国債証券先物取引（ミニ長期国債先物取引を除く）</td> <td>取引最終日の翌営業日</td> <td>午後1時</td> </tr> <tr> <td>ミニ長期国債先物取引</td> <td>取引最終日の翌営業日</td> <td>午後4時45分</td> </tr> <tr> <td>金利先物取引</td> <td>取引最終日の翌営業日</td> <td>午後4時45分</td> </tr> <tr> <td>指数先物取引</td> <td>取引最終日の翌営業日</td> <td>午後4時45分</td> </tr> <tr> <td>商品先物取引（現物先物取引）</td> <td>取引最終日</td> <td>午後4時45分</td> </tr> <tr> <td>商品先物取引（現金決済先</td> <td>取引最終日の翌営業日</td> <td>午後4時45分</td> </tr> </tbody> </table>	取引の種類	対象日	時限	国債証券先物取引（ミニ長期国債先物取引を除く）	取引最終日の翌営業日	午後1時	ミニ長期国債先物取引	取引最終日の翌営業日	午後4時45分	金利先物取引	取引最終日の翌営業日	午後4時45分	指数先物取引	取引最終日の翌営業日	午後4時45分	商品先物取引（現物先物取引）	取引最終日	午後4時45分	商品先物取引（現金決済先	取引最終日の翌営業日	午後4時45分
取引の種類	対象日	時限																					
国債証券先物取引（ミニ長期国債先物取引を除く）	取引最終日の翌営業日	午後1時																					
ミニ長期国債先物取引	取引最終日の翌営業日	午後4時45分																					
金利先物取引	取引最終日の翌営業日	午後4時45分																					
指数先物取引	取引最終日の翌営業日	午後4時45分																					
商品先物取引（現物先物取引）	取引最終日	午後4時45分																					
商品先物取引（現金決済先	取引最終日の翌営業日	午後4時45分																					

項 目	内 容	備 考															
7 障害発生時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 清算システムの稼動に支障が生じた場合には、当社が必要であると認めるときを除き、ギブアップを行うことができないものとする。 	<table border="1" data-bbox="1541 240 2042 730"> <tr> <td>物取引)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国債証券先物オプション取引</td> <td>権利行使期間満了の日</td> <td>午後 4 時 45 分</td> </tr> <tr> <td>指数オプション取引</td> <td>権利行使日</td> <td>午後 4 時 45 分</td> </tr> <tr> <td>有価証券オプション取引</td> <td>権利行使日</td> <td>午後 4 時 45 分</td> </tr> <tr> <td>商品先物オプション取引</td> <td>権利行使日</td> <td>午後 4 時 45 分</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ギブアップ訂正等に係る手続き等は清算システムにより行う。 ギブアップ訂正等により生じた差額（ギブアップ訂正等に係る先物・オプション取引（有価証券等清算取次ぎによるものを含む。）について、清算参加者がクリアリング機構との間で既に授受した金銭の額と本来授受すべきであった金銭の額との差額）の清算参加者間の調整は、クリアリング機構との間で行う。 清算システムの障害発生時において、ギブアップの取扱いに関し取引参加者に通知す 	物取引)			国債証券先物オプション取引	権利行使期間満了の日	午後 4 時 45 分	指数オプション取引	権利行使日	午後 4 時 45 分	有価証券オプション取引	権利行使日	午後 4 時 45 分	商品先物オプション取引	権利行使日	午後 4 時 45 分
物取引)																	
国債証券先物オプション取引	権利行使期間満了の日	午後 4 時 45 分															
指数オプション取引	権利行使日	午後 4 時 45 分															
有価証券オプション取引	権利行使日	午後 4 時 45 分															
商品先物オプション取引	権利行使日	午後 4 時 45 分															

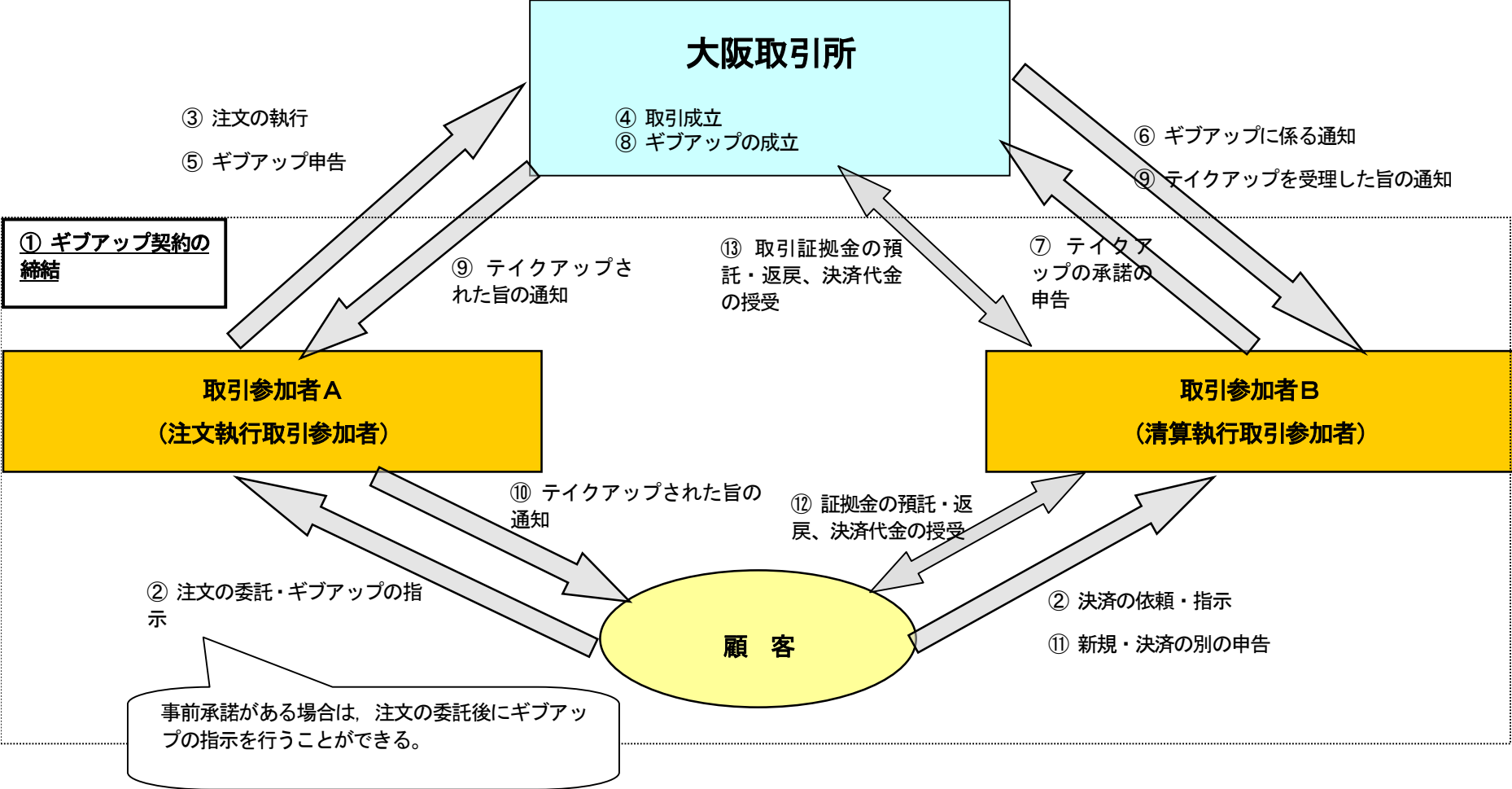
項 目	内 容	備 考								
<p>IV ギブアップに係る負担金及び手数料</p> <p>1 ギブアップ負担金</p> <p>2 ギブアップが成立した際の参加者料金の納入者</p>	<p>・ 清算執行取引参加者が当社に納入するものとし、その額は、成立したギブアップの数量に次の金額を乗じた額とする。</p> <table border="1" data-bbox="566 580 1413 1070"> <thead> <tr> <th data-bbox="566 580 1261 633">取引対象</th> <th data-bbox="1261 580 1413 633">料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="566 633 1261 924">日経 225mini、日経 225 マイクロ先物、ミニ TOPIX 先物、JPX 日経 400 先物、JPX プライム 150 指数先物、東証グロース市場 250 指数先物、TOPIX Core30 先物、東証 REIT 指数先物、日経平均・配当指数先物、日経 225 ミニオプション、東証 REIT 指数オプション、有価証券オプション及びミニ長期国債先物</td> <td data-bbox="1261 633 1413 924">1 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 924 1261 1023">金ミニ先物、金限日先物、白金ミニ先物、白金限日先物、及び金先物オプション及び CME 原油等指数先物</td> <td data-bbox="1261 924 1413 1023">2 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 1023 1261 1070">その他の取引</td> <td data-bbox="1261 1023 1413 1070">5 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ ギブアップが成立した取引に係る参加者料金の納入者は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 取引手数料 注文執行取引参加者</p> <p>(2) 清算手数料 清算執行取引参加者（清算執行取引参加者が非清算参加者である場合に</p>	取引対象	料率	日経 225mini、日経 225 マイクロ先物、ミニ TOPIX 先物、JPX 日経 400 先物、JPX プライム 150 指数先物、東証グロース市場 250 指数先物、TOPIX Core30 先物、東証 REIT 指数先物、日経平均・配当指数先物、日経 225 ミニオプション、東証 REIT 指数オプション、有価証券オプション及びミニ長期国債先物	1 円	金ミニ先物、金限日先物、白金ミニ先物、白金限日先物、及び金先物オプション及び CME 原油等指数先物	2 円	その他の取引	5 円	<p>る。</p>
取引対象	料率									
日経 225mini、日経 225 マイクロ先物、ミニ TOPIX 先物、JPX 日経 400 先物、JPX プライム 150 指数先物、東証グロース市場 250 指数先物、TOPIX Core30 先物、東証 REIT 指数先物、日経平均・配当指数先物、日経 225 ミニオプション、東証 REIT 指数オプション、有価証券オプション及びミニ長期国債先物	1 円									
金ミニ先物、金限日先物、白金ミニ先物、白金限日先物、及び金先物オプション及び CME 原油等指数先物	2 円									
その他の取引	5 円									

項 目	内 容	備 考
V その他 1 投資部門別取引内容報告の取扱い 2 取引参加者別取引内容等の取扱い	<p>は、その指定清算参加者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、当社に提出する投資部門別取引内容報告について、清算執行取引参加者がテイクアップを行ったギブアップ取引を当該清算執行取引参加者に係るものとして報告するものとする。 当社は、清算執行取引参加者がテイクアップを行ったギブアップ取引について、注文執行取引参加者が行った取引として、取引参加者別取引内容（手口）情報を公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、ギブアップ訂正等により公表済の取引参加者別建玉内容情報等の内容に差異が生じた場合においても、当該取引参加者別取引内容等を変更しない。

以 上

資料1

ギブアップのイメージ図

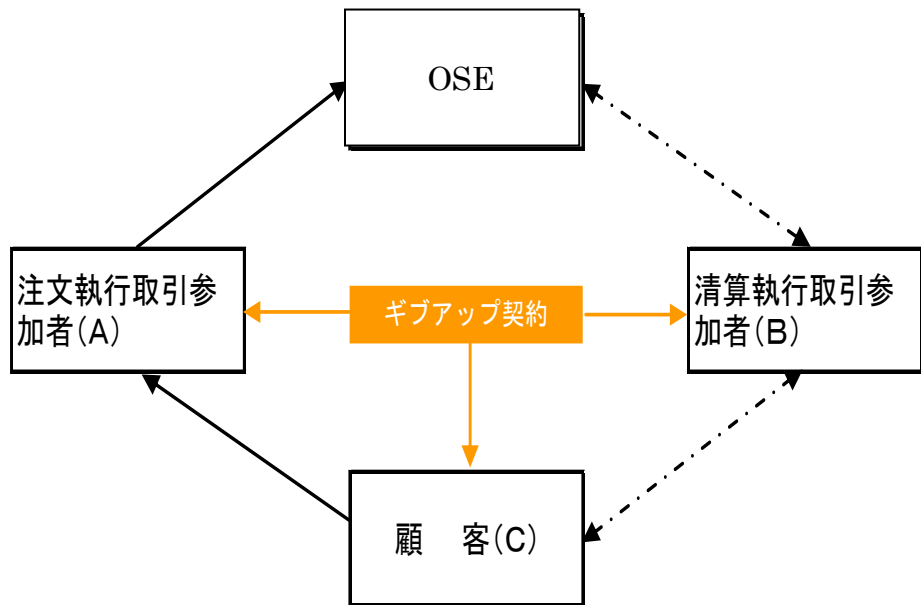


* 顧客が、発注については取引参加者Aに委託し、決済については取引参加者Bとの間で行う場合のイメージ図

* ⑬は、当社が指定する清算機関であるクリアリング機構と取引参加者Bとの間で行う。資料2において同じ。

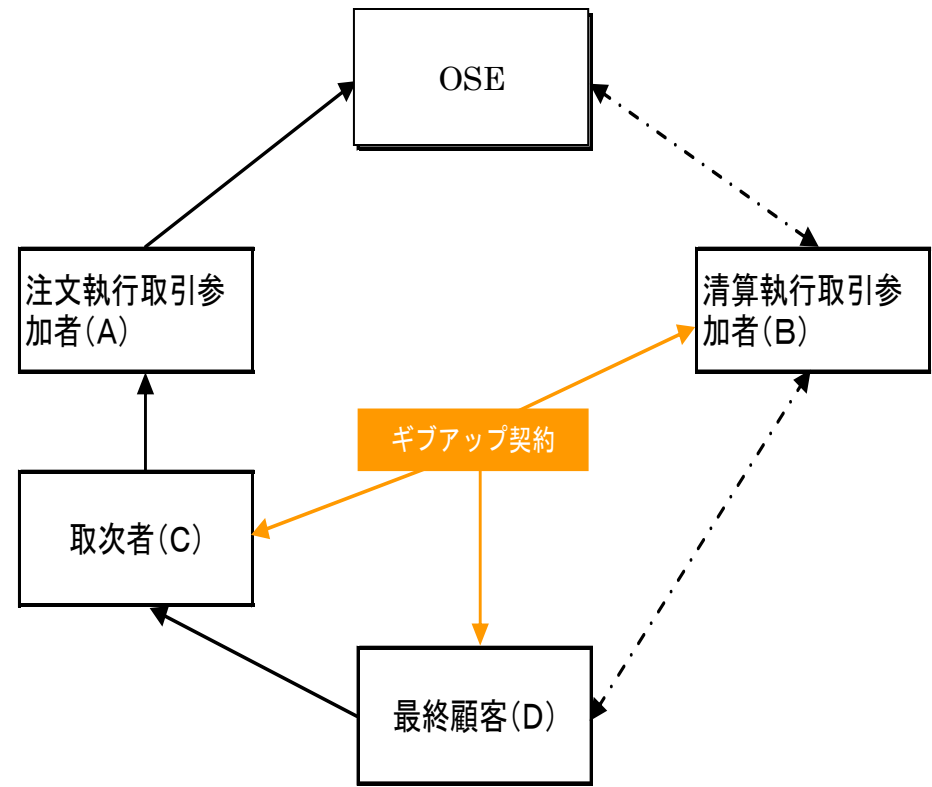
資料2

① 通常の場合(取次者が存在しない場合)



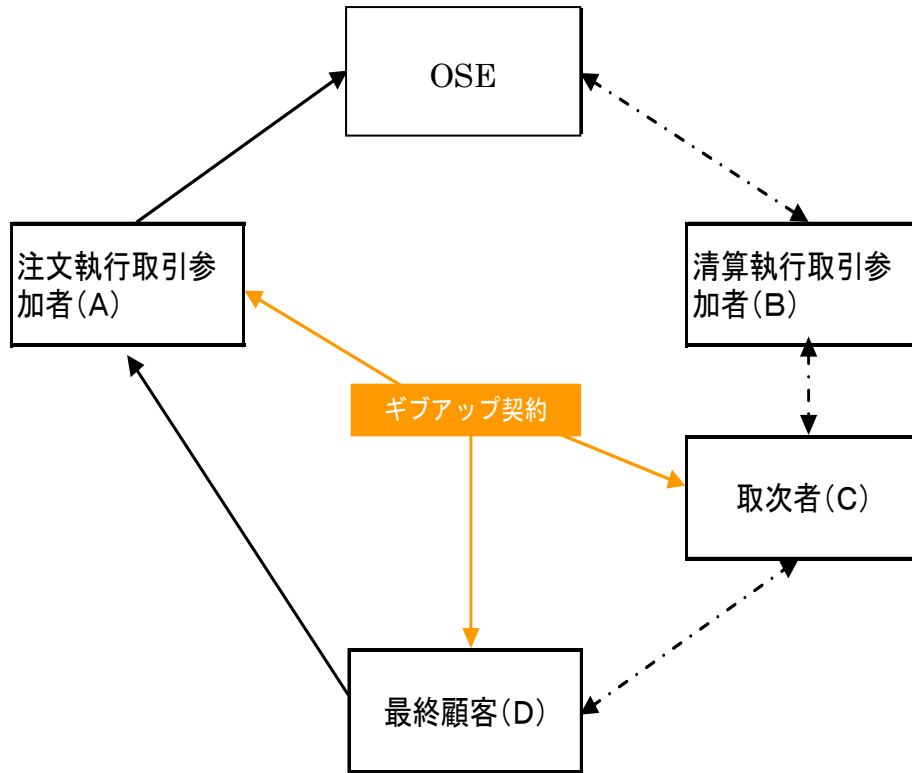
— 注文
 --- 清算・決済
 ※ 口座設定約諾書の差入れは、C-A、C-B間でそれぞれ必要

② ギブアップ取引の執行について、取次者が存在する場合



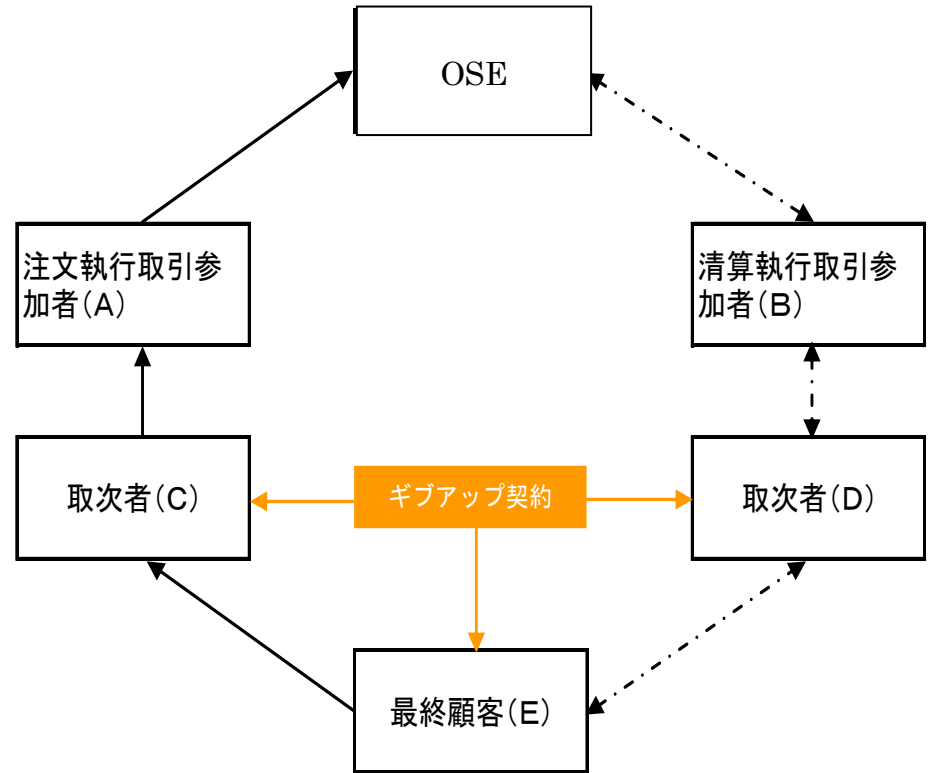
— 注文
 --- 清算・決済
 ※ 口座設定約諾書の差入れは、D-C、D-B、C-A間でそれぞれ必要

③ ギブアップ取引に係る決済の執行について、取次者が存在する場合



—注文
 --- 清算・決済
 ※ 口座設定約諾書の差入れは、D-A, D-C, C-B間でそれぞれ必要

④ ギブアップ取引及びその決済双方の執行について、取次者が存在する場合



—注文
 --- 清算・決済
 ※ 口座設定約諾書の差入れは、E-C, E-D, C-A, D-B間でそれぞれ必要